

被災中小企業のための再生支援と民事法律支援に関する意見書

2011年(平成23年)6月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 再生支援

当連合会は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により直接・間接に被災した中小企業(以下「被災中小企業」という。)の再生を支援するため、関係機関に対し次の措置を講ずることを提言する。

(1) 再生に関する無料相談、診断、助言及び手続代理人等の紹介

再生に関する無料相談窓口を、後記「中小企業震災復興センター」(仮称)内に設置し、再生に精通した専門家による被災中小企業の相談に応ずるとともに、同センターにおいてその再生可能性を検討し、再生の可能性がないとは言えないと判断した場合、適切な方法及び手続を助言するとともに、手続代理人等を紹介する。

(2) 私的整理手続に関する措置

被災中小企業向け私的整理ガイドラインの作成

上記(1)の診断の結果、相当な方法と認められる私的整理(各地の弁護士会内に設置する震災再生ADR、中小企業再生支援協議会又は弁護士による任意整理等)において適用されるべき被災中小企業向け私的整理ガイドラインを作成する。当該私的整理ガイドラインにおいては、個人保証についても主債務と併せて相当な減免等の処理を行うことができることとする。

私的整理手続中の金利の公費負担

再生可能性の具体的な検討に着手した場合、その終結(再生計画の同意若しくは承認又は中止)までの期間の被災中小企業が負担すべき金利については、公費において補助する。

私的整理の結果なされた債務の減免についての債権者による無税償却及び債務者の債務免除益の非課税措置

上記のガイドラインに準拠した私的整理手続において再生計画が同意若しくは承認され、その一環として被災中小企業の債務の減免がなされた場合には、債権者においてこれについて無税償却を可能とし、また債務者に生じる債務免除益には課税しないこととする。

(3) 上記(1)及び(2)の措置に対する十分な予算措置を講ずる。

2 被災中小企業の清算に関する簡素化措置

国に対し、再建困難な被災中小企業の清算を簡素化するため、次のとおり、破産法の特例である「特例清算」(仮称)(以下「特例清算」という。)を設けることを提言する。

- (1) 手続開始の要件は、東日本大震災を原因とする支払不能又は債務超過とする(破産法15条、16条の特例)。
- (2) 個人事業主及び事業者の保証人たる個人の免責については、7年以内の免責申立の制限を排除する(破産法252条1項10号の特例)とともに、租税債権についても免責の対象とする(同法253条1項1号の特例)。
- (3) 信用情報については、特例清算を受けた者として登載することとし、特例清算を受けたことによる不利益取扱いを禁止する(再度、融資を受けることを可能とする。)

3 「中小企業震災復興センター」(仮称)の構築

政府に対し、可及的速やかに、被災中小企業の再生に関する問題その他法律問題等に対応するため、以下のような事業を行う支援機関(「中小企業震災復興センター」(仮称))を各県の県庁所在地に構築すること及びそのための十分な予算措置を講ずることを提言する。

(1) 専門家による無料相談

被災中小企業の再生、売掛金回収、損害賠償、労働問題等の法律問題及びこれに関連する相談に応ずるため、各県庁所在地等に無料相談窓口を設置する。

(2) 手続費用の立替支援

被災中小企業の事業の継続のために必要な各種法的手続費用について、次のとおり立替支援事業を行う(支援の適否を審査する機関の設置を含む。)

対象となる被災中小企業は、東日本大震災又は福島第一原子力発電所の事故により直接被災した中小企業及びその企業と直接取引関係を有する企業とする。

立替支援の対象となる費用は、(ア) 法的手続に必要な実費(申立手数料、予納郵便切手代、予納金等)、(イ) 任意整理、交渉及び法的手続等の事件処理を行う際の代理人に支払う着手金等とする。

立て替えた費用は、一定期間経過後、被支援企業が分割で償還するもの

とするが、状況に応じて、猶予、免除も可能とする。

立替支援の理由、必要性、支給額、償還条件、免除の可否等は本センター内に設置する審査委員会が審査する。

(3) 担当専門家等の紹介

事件処理を受任する専門家の登録名簿を作成し、被災中小企業から要請があった場合には、その中から上記(2)の手続を支援又は代理する担当者を紹介する。

第2 意見の理由

1 再生支援について

(1) はじめに

今次の東日本大震災により、多くの中小企業が甚大な損害を被り、その経営が困難に直面している状況にある。2010年版中小企業白書付属統計資料によると、宮城県下の中小企業数は約7万3000、福島県下も約7万3000、岩手県下は約4万6000である。さらに報道等によれば、宮城県商工会連合会の会員企業2万4000社のうち1万社が直接被災し、既に600社が廃業の方針、とのことである。

よって、今後は、被災中小企業に対する資金面での支援に加え、再生等の法的支援の必要性が爆発的に増大すると見込まれる。

そして、阪神淡路大震災においては、震災発生後1年を経たころから破産事件が増加したことを考えると、東日本大震災の場合にも、今後、再生案件が急激に増加することが見込まれる。

ところが、これに対し、この3県における近時の再生案件の処理は、法的再生手続である民事再生の申立てが年間10件、2010年の中小企業再生支援協議会における再生計画策定支援完了件数が21件(しかも、そのほとんどが、いわゆる債務免除を伴わない「リスケジュール案件」)である。したがって、現在の案件数を前提とする態勢では、今回の震災によって激増が見込まれる再生案件には到底対応できないと考えられるのである。

(2) 再生相談・診断について

以上のとおり、今回の震災によって、近い将来、再生案件の激増が見込まれるが、これを適切な処理のルールにのせるには、まず、広く再生を目指す中小企業の相談に、再生の専門家が応ずる必要がある。

また、具体的に再生を実現するには、その可能性や適切な手段の選択、これに関するアドバイスが欠かせない。

したがって、これらに対応するには、各県の県庁所在地等に再生相談・診断を行う窓口を設け、再生の専門家による対応が不可欠となるが、現在の態勢では十分とは言えないため、再生の専門家人材を大幅に強化する必要がある。

(3) 被災中小企業向けの私的整理ガイドライン

企業再生のために債務免除の際の無税償却や債務免除益の非課税措置等の特例を認めるためには、一定の公正なルールが必要とされるが、このようなルールとして参考になるのは、私的整理ガイドラインである。

ただし、被災中小企業の再生にあたり、特に配慮すべき点は、経営困難な状態に陥った原因が、当該企業の経営者の責任でないということである。しかし、このような前提で、債務免除、リスケジュール、運転資金の調達（DIPファイナンス）等を総合考慮した再生計画を策定するためのガイドラインは、現在のところは存在しない。

また、被災中小企業の多くは、債権者たる金融機関の数は少数にとどまるが、これらの被災中小企業については、弁護士等による任意整理が主力となると思われる。しかし、現在のところ、弁護士等の任意整理にあたり金融機関の債権の無税償却を可能とするようなガイドライン等も存在しない。さらに、被災中小企業の運転資金の調達についても、復興支援という点から格別の措置が必要となるところである。

よって、今日の東日本大震災における被災中小企業向けに、金利の公費負担や無税償却を可能とするための私的整理に関するガイドラインを早急に策定すべきである（なお、このガイドラインの作成にあたっては、地元金融機関、中立公平な学識経験者、当連合会をはじめとする関係専門職団体等の幅広い意見を聴取し、その内容が被災実態を踏まえつつ公正かつ妥当なものとなるべきである。）

(4) 私的整理手続中の金利の公費負担について

再生診断の結果、再生の可能性がないとは言えず、私的整理が相当な方法であると判断されたとしても、具体的な再生可能性を判断するには市場の動向や事業の推移等を検討する必要があるが、事業計画の策定までには相当程度の時間も必要である。したがって、上記の被災中小企業向け私的整理ガイドラインに沿って再生可能性の具体的な検討が開始された場合、その終結（再生計画の同意若しくは承認、又は中止）までの期間の被災中小企業の負担を軽減するため、公費によってその期間の金利を補助するのが相当である。

(5) 私的整理の結果なされた債務の減免についての債権者による無税償却及び

債務者の債務免除益に対する非課税について

今回の震災によって被災中小企業が被ったダメージは相当大きく、その再生を実現するためには、単なるリスケジュールに止まらず、金融機関による債務の減免が不可欠である。しかし、これについて金融機関側が無税償却ができないとなると、実際の再生は非常に困難となる。また、債務免除益を受けた被災債務者が債務免除益に課税されて多額の納税を余儀なくされることになるのも本末転倒である。

よって、再生計画が同意又は承認された場合には、これに基づいてなされた債務の減免については債権者において無税償却を可能にし、かつ債務者の債務免除益を非課税とするのが相当である。

(6) 個人保証の処理について

中小企業において、金融機関に対する債務には、そのほとんどが、当該企業の経営者等が個人保証し、その個人資産に担保権を設定している。

しかしながら、今次の震災においては、企業のみならず経営者個人も損害を被っており、経営者個人の処理について別扱いとすることは、中小企業の再生を支援する、という観点から相当でない。

したがって、被災中小企業について再生処理が行われるときは、その保証人についても債務の減免等の処理を行うべきである。

また、上記の被災中小企業向けの私的整理ガイドラインにおいて、経営者の個人保証についても主債務と併せて減免等の処理を行うことができるよう定めておくことが相当である。

2 被災中小企業の清算に関する簡素化措置（「特例清算」）について

残念ながら、再生が困難と判断される被災中小企業については、これを放置することなく、法的に清算することが、法人制度の信用を維持する上でもふさわしい。

また、個人事業主及び事業者の保証人たる個人の支払不能の原因が今次の震災による場合には、免責に関する破産法と同様の期間制限を設ける必要性はなく、また、その負担を軽減するために、租税債権を免責の対象とすることは欠かせない。

そして、この清算手続の対象となった法人の代表者や個人事業主については、従前の「破産」と同様の信用情報に登録するのは不相当であり、生活再建のためにも、今後の不利益取扱いを禁止して、新たな融資を受けられるようにしておく必要がある。さらに、「破産」に付随するネガティブなイメージ

とそれによる被災中小企業の経営者の抵抗感に鑑みても、「破産」とは別の名称を付した新たな清算・免責制度が求められるところである。

以上の理由により、前記「特例清算」制度の構築が相当である。なお、特例清算を受けた者に関する信用情報については、特例清算を受けたものとして登載する方法、又は、登載しない方法のいずれが相当かについては、今後も継続して検討する。

3 「中小企業震災復興センター」(仮称)の構築の必要性について

被災中小企業が経営を再建するには、前記の再生等に限らず、様々な法的課題に対処する必要があるが、中小企業には、一般的にその知識、経験がないため、専門家の助力が欠かせない。

しかしながら、震災によって経営が悪化している被災中小企業には経済的な余裕がないところ、現在、このような事業者について、専門家の法的手続等の助力を受けるために、これを経済的に支援する制度は存しない。

そこで、様々な法的問題を抱えた被災中小企業が、まず、無料で気軽に専門家に相談できる体制を整える必要がある。

また、専門家による相談の結果、具体的な問題について、被災中小企業自身で対応することが困難な場合も少なくない。法律の専門家に何らかの形で案件として依頼する必要がある場合、その手続に要する費用や、専門家に対する報酬等を一時的に立て替えることにより、当該被災中小企業の再建を支援することもまた、重要である。

ただし、支援の要否やその範囲、償還方法等については、審査委員会を設けて、その審査を受けるのが相当である。

以上の理由により、被災中小企業の再建を法的側面から支援するため、可及的速やかに「中小企業震災復興センター」(仮称)を構築し、地元弁護士会及び関係諸団体との協議を踏まえて運営を行うことが必要である。